

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

災害時に自分の力で避難できますか？
ひなんこうどうようしえんしゃ
「避難行動要支援者」名簿の登録調査にご協力を

市では、災害時に自力で避難することが困難で、家族による支援を受けることができず、家族以外の第三者による避難支援を必要とする人(避難行動要支援者)の名簿の整備を進めています。

名簿は要支援者の安否確認、避難誘導などの支援体制づくりに活用されます。災害時には近隣住民の助け合いが最も有効です。名簿の整備にご協力をお願いします。

対象（在宅で生活し①～⑦のいずれかに該当する人）

- ①要介護認定3～5
- ②身体障害者手帳1～2級
- ③精神障害保健福祉手帳1～2級
- ④療育手帳A判定
- ⑤難病患者
- ⑥80歳以上の一人暮らしまたは80歳以上のみの世帯
- ⑦自治会が支援の必要ありと認めている

名簿記載内容 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、自治会・町内会名、組・班、避難支援を必要とする理由

提供先 地元自治会・町内会、自主防災組織、地域の

民生委員、避難支援者(隣近所で支援する人)などへ平常時から名簿（同意した人のみ掲載）を提供

■名簿掲載の同意確認

対象者のうち、現在同意していない人には2月初め頃から同意確認の通知を送付しますので、ご回答ください。

■災害に備えて

▶町内の防災訓練に参加するなど、日ごろから防災意識を高めましょう。

▶避難支援を行う人は、避難支援を行うことに法的な責任や義務はありません。

▶災害対策基本法が改正され、要支援者ごとに「避難支援を行う人」や「避難先」などの情報を記載した「個別避難計画」の作成が市の努力義務とされました。

☎福祉総務課 ☎ 983・2610

情報

3年に1度の全国一斉改選
頼れる地域の相談役「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員をご存じですか？

高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている人などが地域で孤立しないよう、「民生委員・児童委員」が身近な相談相手として活動しています。

■民生委員・児童委員

市民が安心して生活できる地域をつくるボランティアで、困りごとや心配ごとを聞いて助けてくれる人や場所を紹介する「つなぎ役」になります。

■主任児童委員

民生委員・児童委員の中から指名され、乳幼児・児童など、子育て家庭に関することを専門に担当します。



令和7年は全国一斉改選の年です

現民生委員・児童委員は11月30日(日)をもって任期満了となるため、今年は、3年に一度の全国一斉改選の年となります。

市では、現民生委員・児童委員が継続する場合を除き、自治会・町内会へ候補者の推薦を依頼しています。興味のある人はお住いの地区の自治会・町内会長または福祉総務課へご連絡ください。

■委員の選出について

民生委員・児童委員は地区の自治会長・町内会長の推薦によって選出され、12月に実施する委嘱状伝達式で正式に任命されます。

【次期任期】 12月1日(月)～令和10年11月30日(日)

☎福祉総務課 ☎ 983・2610

情報

内容確認と手続きをお願いします

児童手当制度の改正(拡充)について

令和6年10月から児童手当の制度が改正(拡充)されました。令和6年9月末までに申請手続きを済ませた人については、令和6年12月13日(金)に新制度に基づき支払いましたので、支給内容の確認をお願いします。

制度変更(拡充)の内容

内容	改正後	改正前
支給対象年齢	18歳到達以後の最初の3月31日まで(高校生年齢まで)	15歳到達以後の最初の3月31日まで(中学生年齢まで)
所得制限	所得制限なし	所得制限あり
支給月	年6回(偶数月)	年3回(2月、6月、10月)
多子加算の対象	22歳年度末までの子	高校生年齢までの子

申請手続きについて

制度改正による拡充分の受取りに手続きが必要な場合があります。要否などの詳細はホームページを確認し、手続きをお願いします。

- ▶例① 中学生以下の子どもがおらず、高校生年齢の子どもを養育している
- ▶例② 上限限度額を超える所得があり、児童手当・特例給付のいずれも受け取っていなかった
- ▶例③ 高校生までの子ども以外に、大学生や専門学校生などの子どもを養育している

☎10月以降に手続きをした場合、1月以降の振り込みから随時調整されています。

問こども未来課 ☎ 983・2712



▲詳細はこちら

情報

2月末まで受付 自転車ヘルメット購入費補助

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します。令和6年度の受付は2月末までですので、ぜひご利用ください。

補助金額 購入費の2分の1(100円未満切り捨て)

※上限2,000円、1人1個のみ

☑市内に住所があり、市内の店舗で安全基準を満たす自転車乗車用ヘルメットを購入した人

対象ヘルメット SG・JCF・CE・GS・CPSCマークなどの安全基準に適合するもの

☑2月28日(金)までに、必要書類(申請書、領収書、ヘルメットの安全基準適合を示す書類)を電子申請、窓口、または郵送で地域協働・安全課(☎411・0858 中央町5・5)

※予算上限に達した場合、早期に受付終了する場合があります

☎地域協働・安全課 ☎ 983・2651



▲詳細はこちら

情報

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利です

口座振替による支払いは、全国の金融機関で行うことができるほか、便利でお得な前納制度もあります。

令和6年度口座振替前納割引額(参考)

- ▶6カ月前納…10万720円※1,160円引き
- ▶1年前納…19万9,490円※4,270円引き
- ▶2年前納…39万7,290円※1万6,590円引き

☑預貯金通帳、金融機関届出印、基礎年金番号を明らかにできる書類(基礎年金番号通知書、年金手帳または納付書)

☑2月20日(休)までに、日本年金機構ホームページから口座振替申出書を印刷し必要事項を記入の上で、直接、または郵送で保険年金課または日本年金機構三島年金事務所

☎日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

☎保険年金課 ☎ 983・2606



▲詳細はこちら